

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月22日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第30号

四日市市戸籍関係等手数料条例の一部を改正する条例

四日市市戸籍関係等手数料条例（平成12年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、手数料を納付しようとする者が地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に納付を委託したときは、別に定めるところにより当該指定納付受託者が当該手数料を納付することができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p>	<p>(手数料の徴収時期等)</p> <p>第4条 (略)</p> <p><u>2</u> (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(市民生活部市民課)